

平成14年3月29日(5)

開議 10時00分

議長 岩崎三次君

おはようございます。

只今までの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

これより日程第1 第22号議案を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。

福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

それでは、ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第22号議案 中間市敬老年金条例の一部を改正する条例につきまして審査を行ないましたので、その概要と結果を報告申し上げます。

今回の改正は、敬老年金の名称を敬老祝金に改めること、そして受給者の年齢を満75歳以上から、節目毎に見直すための改正内容となっております。

見直しの理由としては、本市の高齢者人口、65歳以上の人は本年2月末現在、1万989人で、高齢化率22.4%、全国平均からすると約4%高い率となっており、昨年度と比較して342名、0.84%増加しております。また、この内の75歳以上の後期高齢者は4545人で、本市の人口の9.27%となっており、昨年度と比較して307名0.67%増加しております。20年前と比較しますと、後期高齢者数は3.6倍になっているという状況です。今後も高齢化が進んでいく中、元気老人対策の充実が必要であるとの認識から、12年度に始まった介護保険の対象とならないように、一般対策としての在宅福祉の充実を図っているところであります。

12年度では、寝具乾燥消毒サービス事業、13年度には、配食サービス事業と実施してきたところであり、また今回の改正で見直しされた財源については、新規事業として、在宅高齢者等への生活管理指導員派遣事業、及び訪問理美容サービス事業の展開を図っていきたいと考えております、等の説明がありました。

改正の主な内容としては、祝金の額の変更で、今までは満75歳以上、満88歳未満の人は年額5000円、満88歳以上、満100歳未満の人は年額1万円、満100歳以上の人は年額2万円となっております。

改正案では、満75歳の人だけ年額5000円、満77歳の人だけ年額1万円、満88歳の人だけ年額2万円、満99歳の人だけ年額3万円、満100歳以上の人は、年額5万円となっております。そして、この改正額については、北九州市とほぼ同等の内容になっており、近隣市町村では、既に節目毎に祝金を支給している状況であります。

委員から、1年、1年を大事に生きている高齢者の気持ちをくんで、今までどおり満75

歳以上の人には、毎年支給して頂きたいとの意見や、高齢者関係予算の枠内での施策の変更ではなく、一般会計予算全体から見たとき、同和対策関係の職員が多すぎるなど、そういった予算を回すべきではないかななどの意見、さらには、今まではお金でもって敬老の日を祝福していたが、その日だけが敬老の日だとか、支給したから敬老の日とかではなく、この条例にかわる、お年寄りが心底喜ぶ施策の充実、施政を要望する等の意見がありました。

以上が審査の概要でありましたが、最後に採決いたしましたところ、賛成多数で原案通り可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。只今の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

第22号議案 中間市敬老年金条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表して反対討論をいたします。

この条例は、毎年9月に75歳以上の高齢者に対し、敬老年金を給付していたものを、只今委員長の説明にもありましたように、満75歳、満77歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の高齢者に、敬老祝金として給付するというものです。このように毎年給付の敬老年金から節目に給付する敬老祝金に改定し、浮かした予算1100万円を、高齢者対策の新規事業である訪問理美容サービスや、生活管理指導派遣事業の財源にすると断言しています。

しかし、宮下議員が一般質問で質したように、同和対策事業の排水施設改造補助事業や固定資産税減免補填など、予算の見直しをすれば新規事業の財源はあります。

ところで、高齢者の医療費窓口負担は、昨年1月から1割、また10月からは、介護保険料が全額徴収で、これまでの2倍になり、利用料の負担も重く利用抑制が増えております。

さらに、政府は高齢者医療の適用年齢を75歳に引上げ、70歳から74歳の窓口負担は2割とし、限度額も廃止する医療改悪を計画しております。

小泉さんのいう痛みは弱いものばかりに負わせている。もういい加減にしてほしいと怒りの声があがっています。このような状況の中で、敬老年金給付まで改悪し、毎年の僅かな楽しみまで奪うべきではありません。14年度から国の法が切れる同和行政を終結し、戦後の日本を支え、経済成長に貢献してきたお年寄りを大切にすべく予算に回すべきです。

同和事業の継続は断じて許せません。以上のことから、この条例の改悪に反対いたします。

議長 岩崎三次君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより第22号議案 中間市敬老年金条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 第26号議案から日程第5 第30号議案までの条例4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、古野総務文教委員。

16番 古野嘉久君

議員の皆様お聞き及びのことと思いますが、正副委員長ともに本日出席できませんので規定により年長議員である私が委員長報告をさせていただきます。

ご指名によりまして、只今議題となっております第30号議案 中間市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例について審査を行ないましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されます。このことにより、小・中学校における学校医などの公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法、その他、補償に関し必要な事項については、今まで県の条例で定められておりましたが、この改正に伴い当該市町村の条例で定めることになりましたことから、本条例が定められるものです。

本条例における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務とは、学校保健法施行規則第23条から25条までに規定されている、それぞれの職務執行の準則による公務を指して毎年春に行なわれております定期健康診断等が主なものです。

実施期間は、教育委員会と定義されており、教育委員会は、学校医等の災害が公務上のものである場合、法によって補償を受ける権利があることを、対象者に通知しなければならないものとされております。補償の範囲、金額、支給方法等については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に準じて行なうものとなっております。また、市立の小・中学校における学校医等の公務上の災害に対する補償に要する経費については、これまで県・国が負担しておりましたが、法の改正により学校の設置者である中間市が負担することになり、なお、その経費については、特別交付税により財政措置される予定との説明がっております。

以上の審査の後、採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第26号議案 中間市立隣保館設置及び管理に関する条例、第28号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例、第29号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例につきまして審査を行ないましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、中間市立隣保館設置及び管理に関する条例について、ご報告申し上げます。

中間市立隣保館につきましては、昭和47年に設置され、今日まで、中間市立隣保館条例に基づいて設置・運営されてきました。現在までの中間市立隣保館条例では、第2条にありますように、隣保館は基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的とする、と規定されていること。

さらに、第3条では、同和問題に関する各事業等が規定されていることなど、同和問題解決のための隣保事業に位置付けがなされておりました。また、同和対策事業特別措置法の制定以来、法律の名称の変更・改正等が度々ありましたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、通称、地対財特法のもとで、平成9年3月末まで、特別対策としての隣保館運営がなされてきたところです。

この度、この法律が本年3月31日で失効することとなったことから、既存の条例を廃止し新しく条例を制定しようとするものです。新規条例の内容を見ますと、第1条に、地域福祉の向上を図ると共に、国民的課題としての人権問題、同和問題等も含むの速やかな解決に資することを目的として設置するなどとなり、旧条例中の同和問題の速やかな解決という文言から、人権問題の速やかな解決との文言に変更がなされており、また、第3条の隣保館の各事業についても、同和問題という語句が除かれた規定となり、さらに、館の使用についても営利を目的としたもの、公序良俗に反すると認められる時等の使用の制限はありますが、第5条で第3条の事業に支障のない限り市民に使用させることができるとなっております。

そして、今後の隣保館は、同和問題を含めた人権問題全般の取り組み、さらには、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割を果たしていくとの説明がありました。

また、隣保館及び岩瀬南町集会所での職員配置については、隣保館が職員3名、臨時職員1名、岩瀬南町集会所が嘱託職員1名、非常勤嘱託職員3名となっております。

委員から隣保館事業については、平成9年4月から、一般対策に移行しているにもかかわらず、隣保館内に同和団体が事務所を置いて使用していること。また、岩瀬南町集会所においても、隣保館と目的も事業も同じように運営され、かつ別の同和団体の事務所として使用

されていること。さらには、それらの業務内容からすると職員が多すぎるとの指摘がなされ、これらについては、今後2個所を一つに統合するべきではないか。公共施設としての隣保館から、同和団体の事務所を撤去するべきではないか。さらには、職員の削減・賃金の見直しをするべきではないか等、早急に改善するようにとの意見がっております。

次に、中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例について、ご報告申し上げます。平成10年3月に、地域振興整備公団九州支部と中間市とで、五楽工業団地及び虫生津工業団地の工場排水施設の移管契約を締結いたしておりますが、今後、中間市が施設の維持・管理を行なっていくことから、施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

市は、地域振興整備公団九州支社と協力し、五楽工業団地及び虫生津工業団地の造成を行ない、積極的に企業誘致を進め、現在37社が操業いたしております。これらの工場排水については、西部地域が殆ど農耕地であることから、工場排水等を排水溝に流入することができなかつたため、整備公団が、五楽工業団地から虫生津工業団地を経て西川まで排水管を埋設し、今日まで両団地内の企業が利用してきたところであります。

条例の主な内容は、第3条には、排水施設の名称が、五楽及び虫生津工場排水施設とし設置場所が、中間市大字中底井野1番地10外となっております。第5条では、排水施設へ流入させる汚水の排水基準は、国及び県に準ずるものとなっております。

また、負担金については、第7条に規定され、施設の維持・管理費については、受益者負担の原則から、排水施設を使用している各企業から、応分の負担割合で負担金を徴収することとなっております。なお、この負担金については、排水量1立方メートル当たり11円の負担となっております。

委員から、環境問題が重要視されていることから、排出水については、しっかりとした水質検査を実施するようにとの要望がっております。

続いて、中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例については、これらの施設が、昭和45年に設置した設備であることから、老朽化が進み、将来、大規模な施設補修工事が必要となることから基金を設置して、その費用を積み立てようとするものであります。条例の第3条に基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすると規定され、13年度については、一般会計補正予算の中で1億円が積み立てられております。なお、三つの条例案とも可決されれば、本年4月1日から施行されます。

以上が審査の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしましたところ、中間市立隣保館設置及び管理に関する条例については、可否同数であったため、委員長の裁決権を行使し可決と裁決いたしました。

中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例及び中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例については、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。

只今の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

只今議題になっております第26号議案 中間市立隣保館設置及び管理に関する条例について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行ないます。

地对財特法の失効に伴って、今後は、社会福祉法による一般対策事業として、隣保館を運営するとのことで、今回、新たに隣保館に関する条例制定が行なわれるわけですが、現行の隣保館条例と新たに制定しようとしている条例を比べたとき、条例の目的や事業等殆ど変化は見られません。条例の第1条には、地域福祉の向上を図ると共に、国民的課題としての人権問題の速やかな解決に資することを目的として、とこのように記されていますが、同和問題の解決は国民的課題だと言って、同和優先の施策を行なうために、錦の御旗のように使われてきた言葉が国民的課題であります。

この国民的課題を持ち出したり、人権問題の後に、わざわざ括弧でくくって同和問題を含むという字句を入れるなど、隣保館が相変わらず同和対策事業に関わる施設であることを強調した条例になっています。

第3条の事業において、新たに福祉事業が加わっていますが、担当課の説明では、具体的にもそれらしい事業はなく、社会福祉法による事業であることを建前としているので、漠然と事業の中に福祉という文字を加えた、というのが偽らざるところのようであります。

また、条例で掲げている、その他の事業についても、現条例と全く変化は見られません。さらに、施設管理の問題があります。隣保館を部落解放同盟が占有使用していることに対して、同和会も要求し、市は隣保館と目的も事業も同じ建物、寿集会所、現在の岩瀬南町集会所を隣保館のすぐ近くに建てた経緯があります。

委員会審議の中で、岩瀬南町集会所に言及する質問がありました。目的も事業も全く変わらない二つの公共施設を建設した経緯からして、両団体が、それぞれの公共施設を事務所として使用していながら、公共施設の中に、民間の運動団体が事務所を置くことを市民に説明できないので、今まで否定してきました。公共施設である隣保館を、部落解放同盟が占有し、事務所として使用してきた問題が、隣保館運営のみならず、中間市の行政を大きく歪めてきたのも事実であります。

今回、よって立つ法律がなくなるわけですから、本来は隣保館は廃止の方向で進めるべきであります。社会福祉法に則って行なう、一般対策事業ということであるならば、同和対策

課から社会福祉課に所管を移すべきです。また、部落解放同盟が隣保館を事務所として使用してきたことを認めた以上、団体の事務所を速やかに他に移すべきであります。

以上で反対討論を終わります。

議長 岩崎三次君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより第26号議案から第30号議案までの条例4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第26号議案 中間市立隣保館設置及び管理に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第28号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設設置及び管理に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案 中間市五楽及び虫生津工場排水施設管理運営基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案 中間市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 第8号議案から日程第15 第17号議案までの平成14年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、古野総務文教委員。

16番 古野嘉久君

ご指名によりまして、只今議題となっております第8号議案の内、総務文教委員会に付託されました所管部分と、第14号議案の2件について審査を行ないましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

第8号議案 平成14年度中間市一般会計予算につきましては、前年度当初予算と比べ1・4%の減で、予算の総額は161億9903万円となっております。

まず、歳入の主なものを申し上げます。市税では、38億1400万円が計上されており、前年度に比べ3600万円の減額となっております。これは継続している景気の不安材料などにより、対前年度と比べ、個人市民税が1・4%、法人市民税が1・3%、それぞれ減額となったことが主な要因です。

地方交付税は、56億5300万円が計上されており、前年度に比べ0・3%、額にして1900万円の減となっております。その内訳といたしまして、普通交付税は48億5300万円で、特別交付税については8億円です。

市債は、総額10億7600万円で、前年度に比べて2億8900万円の増額となっております。この主な要因は、地方交付税の減額分を補填するための臨時財政対策債が、4億8600万円計上されており、前年度と比較して、2億5400万円の増額になったことによるものです。

次に、歳出の主なものを申し上げます。総務費関係では、明るい街づくり推進費600万円が計上されています。その内容は、青少年の非行防止や家庭内暴力など、市民にとって重大な問題となるような、犯罪の防止のための啓発活動及び巡回指導を行なうため、市内巡回パトロール車の購入費等が主なものです。

また、人事管理と給与計算を、パソコンによる一元管理に移行するための人事給与システムの導入経費200万円や、例規法令システム導入委託料400万円、市勢要覧作成委託料400万円、14年度で事業が完成する吉田ボタ山防災工事分担金1100万円、市内の主要交通機関である筑豊電鉄の自動列車停止装置の導入に伴う負担金100万円が計上されています。

審査の中で委員から、市の交際費の用途について検討がなされたか、との質疑があり、執行部から、今までの交際費の支出の主なものは慶弔費であり、14年度からは、支出基準を明文化するよう現在準備中で、より民主的で公正な支出に努めていきたい、との説明がっております。

また、明るい街づくり推進室について、1月1日より課として立ち上げた推進室の内容は、具体的には相談業務、各課との連絡、市内パトロールということで、14年度中には研究・検討をし、各課にまたがる相談業務の統合等の調整をするということであった。

しかし、課として予算を計上する以上、行政としての責任ある取り組みがないと、市民として納得ができない。安易なものではなく、先の展望を持った具体的な施策を示すべきとの

意見がっております。

次に、消防費関係では、国庫補助を受け消防署及び消防団に、各1台、消防ポンプ自動車を、さらに、県費補助を受け、消火ホース等を、それぞれ購入するための費用3900万円が計上されています。また、消防水利確保のために、防火水槽設置工事費700万円が計上されています。なお、この防火水槽は、中間四丁目地区内に設置予定です。

審査の中で委員から、今後の防火水槽の設置計画について質疑があり、執行部から、阪神淡路大震災を教訓として、消防本部において年次計画を作成し、市内に均等に配置できるように、毎年1基ずつ設置を計画しております。年次計画は、3年ごとに見直しをしており、今後の必要数については、見直しのおりに検討いたしておりますが、後10基ほどは必要と考えています、との説明がっております。

次に、教育委員会所管の主なものとしては、県の緊急雇用対策費補助金を利用し、小・中学校における教科指導支援事業として、各教科指導の支援を行なうよう、市内各小・中学校10校に、それぞれ1名の教員補助者を配置するための賃金2600万円、外国語指導助手招致に関する費用1000万円、いきいき教育特別推進事業として、各種体験国際交流事業を実施するための費用900万円が、それぞれ計上されております。

また、西小学校の外壁補修工事費7800万円が計上されており、市内各小・中学校で、年次的に行われておりました外壁の補修工事は、これをもって一巡することになります。

さらに、生涯学習の一環として、働く婦人の家の横に、陶芸作業所を設置するための費用1200万円、ハーモニーホールの大ホールの小ホールの同時利用を可能とするための防音工事費用1000万円も計上されています。

また、中間市文化振興財団運営に要する費用として、2億3000万円が計上されており、これは市民会館、市営球場、テニスコート等の管理運営を、文化振興財団に委託する委託料2億500万円が主なものです。

審査の中で委員から、新年度予算の人権教育指導に要する経費の中で、同和教育関連の特別な施策にあたる支出が計上されているが、なぜかとの質疑があり、執行部から13年度末で地対財特法が失効しますが、同和教育関連の育成事業等については、県の方針として5年間の継続とすることが決定しておりますので、市としても、その方針に沿って事業を継続するものです、との説明がっております。

また、国際交流事業等について、過去、参加した児童・生徒の進路や意識調査などを行なって、今後の計画の参考にしてはどうか、との意見や、参加する生徒・児童の選考基準や、事後研修等についても、再度検討してはどうか、との意見・要望等がっております。

討論において、教育費で、地対財特法が失効する新年度から、同和問題関連の特別施策をする必要がなくなる、今までの流れからということだけで、今までと同様に子ども達を区別することは、学校教育にとって弊害を持ち込むものであり、根本的な問題の解決にはならない。財政難のために予算を切りつめることが求められているが、こういう部分での是正こそ

が必要である、との反対意見があります。

最後に、第14号議案 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計予算については、本年度も公共用地先行取得の計画はなく、14年度当初予算では、歳入歳出とも10万円となっております。

以上の審査の後、採決をいたしましたところ、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計につきましては、全員の賛成で、いずれも可決すべきものと決しました。

よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

ご指名によりまして、只今議題となっております新年度予算の第8号議案 一般会計予算の内、民生経済委員会に付託されました所管部分、並びに第9号議案 特別会計国民健康保険事業予算、第10号議案 住宅新築資金等特別会計予算、第13号議案 老人保健特別会計予算、第15号議案 介護保険事業特別会計予算、並びに第16号議案 病院事業会計予算につきまして審査を行ないましたので、その概要と結果を、ご報告申し上げます。

まず、一般会計予算の主なものを申し上げます。

一般会計予算歳出予算額、161億9900万円に占める構成比は、3款民生費では、62億6800万円が39%を占め、対前年度費1億8000万円の増額となっております。

また、この財源の主なものは、国県支出金29億5000万円と、一般財源30億5600万円となっております。

続いて、4款衛生費では、13億4100万円が8.3%を占め、前年度とほぼ同額、同構成比率となっております。また、この財源の主なものは、国県支出金3900万円と一般財源12億9800万円です。

以下、6款農林水産業費8500万円が0.5%、7款商工費は9400万円が0.6%となっております。また、他会計への繰出金については、特別会計国民健康保険事業に2億9100万円、介護保険事業特別会計に3億7600万円、老人保健特別会計に3億3000万円、病院事業会計に1億4200万円となっております。

所管別の具体的な内容で申しますと、児童福祉関係では、児童福祉施設入所扶助費として、私立保育所5箇所分の5億2000万円と、児童手当分1億3800万円などが主なものであります。ここでは、権限委譲に伴い、県から児童扶養手当の認定給付の事務が委譲され、手当については、年3期に分けて支給されますが、その内の1期分の扶助費として550人分、9600万円が新規に計上されております。

委員から、同和子弟に対する保育料算定の元となる所得基準の優遇措置について質疑があり、執行部より14年度は、生活保護基準の1.5倍から1.3倍に、15年度は1.1倍に、16年度は1.0と、3年計画で、年次的に縮小・廃止していく考えです、との答弁が

あり、また、同和対策が一般対策へ移行した以上、園児の通園バスについても、一般競争入札にするべきではないか、との質疑に対し、執行部から、今後そのように取り組むこととして、との答弁がありました。

さらには、委員から、公立保育所と民間保育所の経費を比較したとき、同和加配を含め職員数が多すぎる。同和対策が一般対策へ移行した以上、保育所の統合とは別の問題であって、その事は当然に、新年度予算に反映されるべきであるし、そして、民間並みの人員抑制・経費削減を実施していくべきではないか等の意見がありました。

障害者福祉関係では、身体障害者福祉施設入所者措置費や、身体障害者補装具などの扶助費1億4400万円や、知的障害者福祉施設の入所者、及び通所者措置費としての扶助費2億4000万円が主なものであります。ここでは、社会参加促進事業が新規事業として予算計上され、手話通訳者を市の窓口を設置するための経費や、手話通訳者の派遣、点字、声の公報発行、さらには、身体障害者のための移動支援に要する経費等が、予算計上されております。

生活保護関係では、扶助費が23億円計上され、内訳の主なものは、生活扶助費7億8400万円、医療扶助費13億1200万円、住宅扶助費6500万円、1億5300万円が計上されています。

高齢者福祉関係では、委託料8100万円の主なものは、自立者のデイサービス利用のための委託料として、生きがい活動支援通所事業委託料3000万円、現在、西日本医療福祉総合センターと、社会福祉法人智美園に委託している、在宅介護支援センター委託料1300万円、配食サービス委託料1300万円でございます。

負担金補助及び交付金では、広域事務組合負担金として、遠賀静光園分1900万円やシルバー人材センター運営費補助金2000万円が、扶助費では、老人福祉施設入所者措置費5500万円、紙おむつ支給のための在宅介護支援事業に800万円、さらには、ホームヘルパー利用者の減免に関わる市負担金600万円などが計上されております。

なお、新規事業として、高齢者訪問理美容サービス事業の実施が予定され、このサービスは、在宅寝たきり高齢者の家庭に理美容師が訪問し、調髪、顔そりなどを行ない、サービス料金の一部を助成するものです。このサービスを利用できる高齢者は、概ね65歳以上で、在宅の寝たきりの高齢者で、利用回数は年4回を上限とし、理美容代金は利用者が負担しますが、在宅訪問料を1回の利用につき、1500円助成するものです。

さらには、生活管理指導員派遣事業も実施予定で、身寄りのない単身高齢者世帯及び高齢者のみの世帯に対し、日常の基本的な生活習慣の支援・指導及び近隣住民との対人関係構築の支援・指導を行なうため、生活管理指導員を派遣するものであります。

健康増進関係では、各種保健対策事業に要する経費で、ガン検診、健康診査、母子保健事業等の委託料、5300万円が計上されております。

農林関係の主なものは、農村環境整備工事費など1600万円、商工関係では、4月から

のペイオフに関して、貸付金として信用保証協会預託金1900万円が計上されております。

環境生活関係では、主なものは、広域事務組合への負担金として、火葬場運営に1700万円、塵芥処理に5億3300万円、し尿処理に3億3900万円、広域事務組合事務所負担金に4800万円、さらには、市民トイレ清掃委託料490万円、不法投棄等巡視回収委託料400万円等が、予算計上されております。

新年度からは、環境美化推進員制度が廃止され、今後は、郵便局の協力で、郵便配達の際、局員が不法投棄物を発見した場合、無償で市へ通報してもらい、市の職員が現場へ出向いて処理するといった方法に変わっております。

人権対策関係については、昨年度までは、同和対策関係としての予算計上がなされておりました。また、本年4月から課名変更される人権推進課、現同和対策課ですが、隣保館等の職員配置については、人権推進課が職員4名、臨時職員1名、隣保館が職員3名、臨時職員1名、岩瀬南町集会所が、嘱託職員1名、非常勤嘱託職員3名が、それぞれ配置されており、また、新年度予算のそれぞれの職員人件費は、人権推進課職員分3700万円、隣保館職員分2700万円、岩瀬南町集会所職員分1600万円が計上されております。

討論において、委員から、同和子弟に対する保育料の減免など、一部の改善は見受けられるが、公立保育所の同和加配による職員配置や、隣保館、岩瀬南町集会所等の職員配置についても、依然、同和ということが残っているなどの意見や、同和行政について、一般対策へと移行したというものの、予算の内容については、従前と変わっていないなどの意見がありました。

次に、国民健康保険事業予算について申し上げます。

予算の総額が、歳入歳出それぞれ41億7400万円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税12億3500万円、国庫支出金16億5400万円、療養給付費交付金7億9100万円、一般会計からの繰入金2億9100万円、介護納付金分保険税7200万円で、歳出の主なものは、保険給付費24億5800万円、老人保健拠出金14億200万円、介護納付金1億6500万円、一般的経費1億1700万円で、歳入歳出のそれぞれの合計額は、昨年度より1600万円の減額となっております。

次に、住宅新築資金等特別会計予算につきましては、予算の総額が歳入歳出それぞれ4800万円となっております。この内、歳出の主なものは、公債費4800万円で、これは起債に伴う元利償還金であります。

歳入については、公債費の利子に対する県の補助金として、利子補給金800万円、諸収入として、各貸付金の元利収入4000万円が計上されております。

次に、老人保健特別会計予算については、予算の総額が、歳入歳出それぞれ63億8700万円となっております。歳出の主なものは、医療諸費63億7200万円で、昨年度より5%の増額となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金44億6600万円、国庫支出金12億7100万円、県支出金3億1700万円、一般会計からの繰入金3億3000万円が計上されております。歳入歳出それぞれの合計額は、昨年度より3億5000万円程度の増額となっております。また、老人医療費は、高齢化社会の進展に伴い年々増加しており、本市の場合一人あたり、ほぼ100万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算につきましては、予算の総額が、歳入歳出それぞれ22億5200万円となっております。歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等に充てる保険給付費として、21億1000万円を計上し、この費用は、平成12年度の保険給付費の実績、及び平成13年度の経過を踏まえ、サービス料を決定したもので、予算総額の93・7%を占めております。

また、総務費の職員人件費、1億3100万円が計上されております。

歳入の主なものは、歳出の保険給付費に対する国の負担分である、国庫支出金25%分の5億4900万円、支払基金交付金33%分の6億9600万円、県支出金12・5%分の2億6300万円、第1号被保険者の保険料3億6600万円、一般会計繰入金3億7600万円が計上されております。

歳入歳出のそれぞれの合計額は、昨年度より1900万円の増額となっております。

本年度は、中間市高齢者総合保健福祉計画の見直しが予定され、公募による市民参加の作成検討委員会の設置が予定されております。

委員から、措置から介護保険への制度の移行等により、様々な事業が民間業者へ委託され、市民がどういう状態にあるかということ、市が把握できなくなっている。

今後、行政主体としての市が、把握するための方法を考えているか、との質疑に対し、執行部より、今後、行政主体の基幹型の在宅介護支援センターを設置することも検討しています、との答弁がありました。

また、委員から、国保会計、老人保健会計、介護保険会計への共通した意見として、医療・介護にかかわるものについては、本来、税金であるべき社会保障に関わる問題であり、国の予算が赤字財政ということで、国の財政支出を切り下げてきた結果、国民・市民が大変な負担を強いられている。そういった中で、自治体として、これをどう取り組むのかが求められるわけであるが、国の方針通りでやっていくという状況など、自治体としての努力が不足していると思う、等の意見がありました。

最後に、病院事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収支では、医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益は、24億1400万円で、前年度より8%の増額となっております。医業収益の主なものは、入院収益12億6200万円と、外来収益9億8500万円で、入院患者数は4万3070人で、前年度より1・7%の増。外来患者数は10万6650人で、前年度より5・3%の増が見込まれております。

また、医業外収益の主なものは、他会計負担金2900万円と、他会計補助金5000万円で、これらは一般会計からの繰入金となっております。

次に、病院事業費用は24億800万円で、前年度より8・4%の増となっており、この内、医業費用では、職員等の給与、医師の報酬等11億5100万円、薬品費、診療材料費等の材料費9億900万円、光熱水費・委託料等の経費2億3900万円が主なものとなっております。医業外費用では、企業債利子償還金等支払利息4500万円が主なものとなっております。

以上、収益的収支では、14年度600万円程度の純利益が見込まれています。続いて、資本的収入及び支出では、資本的収入6300万円で、その内容は、企業債元金償還金に充当される負担金、6300万円が主なものであります。

次に、資本的支出1億400万円の主なものは、借入企業債元金償還金9400万円です。資本的収入及び支出額の不足額4100万円は、損益勘定留保資金で補填する予定であります。

次に、債務負担行為として、医療事務会計システムコンピューターリース料として、3500万円が計上され、これは医事係が使用しているコンピューターは、リース後、10数年が経過しており、新たなシステムに対応できないことから、新しくリースにするために、平成15年度から平成19年度までに、債務負担行為として計上するものであります。

委員から、市民の健康を、どう保持していくのかという観点から見た時に、市立病院を中心とした保健・福祉との連携が進んでいない。今後、何か考えているのか、との質疑に対し、執行部より、今後は医療だけで病院は成り立っていくとは思っていない。そういった事を討議する部会を、庁内に設置するように提案している、との答弁がっております。

また、委員から、全国的に公立病院において、院内感染による事故が多発している。そうした場合、病院が倒産するというか、閉鎖するという状況になる。万全の対策を講じるように、との要望や、さらには、他の会計予算についても言えることだが、この時期に職員厚生会への負担金等の支出は認められない、等の意見がっております。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要でありましたが、最後に、それぞれ採決いたしました結果、第8号議案については、一部態度保留がございましたが、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第13号議案、第15号議案の5議案については、可否同数であったため、委員長の裁決権を行使し可決と裁決いたしました。

また、第16号議案については、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

次に、堀田建設水道委員長。

12番 堀田英雄君

ご指名によりまして、只今議題となっております第8号議案、第11号議案、第12号議

案及び第17号議案の、新年度予算4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行ないましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

なお、新年度予算に対する主な工事関係につきましては、現地調査を行ない、執行部より詳細な説明を受けました。

まず、一般会計予算につきまして説明をいたします。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費の財産管理費では、垣生の旧社会福祉センターの解体工事費や、土地開発公社が代行取得しております、犬王古月線街路事業に伴う代替用地の5物件の財産購入費等が計上されております。

また、交通安全対策費では、市内街路灯の維持・補修費、及びカーブミラー・区画線街路灯の設置工事費が計上されております。

環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、37基分の予算が計上されております。失業対策費では、特定地域開発就労事業として、通谷団地8、10号線道路改良舗装工事ほか13路線の工事が計画されております。

なお、産炭地域開発就労事業費については、13年度で法が終息することにより廃目になっております。

道路橋梁費では、市内各所の道路舗装側溝等の補修工事や、東中間深坂線の新日鉄送水管布設の委託料、車屋4号線道路改良工事ほか、4件の工事が計上されております。

河川費では、市内各水路の浚渫工事費、及び土手の内二丁目の出原ポンプ座のポンプ設置工事費等が計上されております。

都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮屋大膳橋線の街路事業負担金、公園費では、都市公園、児童遊園の整備及び緑化に要する費用が計上されております。

なお、次郎丸道元線及び中間水巻芦屋線街路事業費については、13年度で事業が完了することにより廃目になっております。

住宅費では、公営住宅の修繕、空き家補修費用、浄化槽高架水槽保守点検委託料、及び中鶴市営住宅屋根防水工事や、岩瀬南団地の水洗化を図るため、排水処理施設の工事費等が計上されております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金として、労働費国庫補助金3億9179万8000円と、土木費国庫補助金4378万7000円、市営住宅使用料等の土木使用料8153万7000円、及び不動産売払収入1億654万1000円が主なものであります。

審査の中で、委員より、市営住宅の建替え計画について質疑があり、執行部より、通谷土手の内の両団地について現在検討中であり、今年の秋頃に入居者に対し、アンケート調査を実施し、その結果に基づいて、今後の計画を検討していきたいとの説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9600万円となっております。歳出の主なものを申し上げますと、終末処理費では、中鶴と曙下水処理場の維持・管理費、及び下水道管の補修工事

費等が計上されております。歳入では、下水道使用料が主なものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、受益者負担金の各年度及び前期一括納入者に対する報償金や、北九州市への下水道処理負担金等が計上されております。

ポンプ場費では、蓮花寺中継ポンプ場の維持・管理に要する経費が計上されております。建設費では、中間駅前曙幹線管きょ築造工事、各町内の下水道整備工事や、上底井野、御館、中央等の設計委託が計画されております。

また、県事業であります遠賀川下流流域下水道事業では、水巻・中間幹線等の工事費、及び15年度供用開始予定の浄化センター建設に伴う負担金が、計上されております。

以上により、14年度末における中間市の公共下水道普及率は、20%から24%に、公共下水道の下水処理は、74万トンから96万トンになる見込みでございます。

歳入では、受益者負担金として7044万円、公共下水道使用料として、1億909万7000円、国庫補助金として3億2800万円、一般会計からの繰入金、3億5000万円、市債10億1240万円が主なものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億93万円となっております。

最後に、水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

本年度の事業予定量は、中間市・遠賀町合わせて2万6230戸の給水戸数を見込んでおり、年間総給水量は775万立方メートルで、有収率では90・1%が見込まれており、収益的収支では、水道事業収益12億6682万5000円に対し、水道事業費用では、12億3729万円が計上され、2953万5000円の利益が見込まれております。

また、資本的収入12億7271万4000円に対し、資本的支出17億5036万8000円が計上され、収入が不足する額4億7765万4000円は、当年度損益勘定留保資金、及び減債積立金等の自己財源で、全額補填することとなっております。

主な建設改良事業として、唐戸浄水場改良事業と、遠賀橋架け替え工事に伴う導配水管布設替え工事が行なわれます。唐戸浄水場は、昭和8年に建設され、中間市全域の給水及び水巻町の一部に分水が行われていますが、近年、遠賀川の水質が有機物質の汚濁が進行し、加えて濁水期は、河口堰貯流水の水質が著しく悪化する傾向にあり、一方、浄水施設は、創設以来の急速ろ過施設等の老朽化が進み、維持・管理を困難にしていることから、維持・管理を容易にし、省エネ、省力化、さらに、水質管理の向上等、安全で良質な水道水を安定的に供給するために、新しい浄水技術を取り入れた施設改良事業を、12年度から3年間の継続事業で行なっております。

また、本年度、新たに土木建築付帯工事として、既設建物・構造物のリフォーム、及び安全性の高い次亜鉛素注入設備への切替え、中央監視装置等の工事が計画されております。遠賀橋架け替え工事に伴う導配水管布設替え工事は、13年度から2年間の継続事業で行なっております。また、老朽管布施替え工事として、中間市内及び遠賀町内で23件の工事が計

画されております。

以上、4議案につきまして、審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同下さいますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。只今の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

新年度予算の総務常任委員長代行にお尋ねいたしますが、税収というのは、市の根幹をなすものですが、総務常任委員会では、第3セクターが多額の固定資産税等を滞納しているわけですが、このことについてどのように討議されたのか、お答え願いたいと思います。

議長 岩崎三次君

古野総務文教委員。

16番 古野嘉久君

その件については質疑なされておられませんので。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

平成14年度予算の内、一般会計と特別会計では、国民健康保険、住宅資金、老人保健介護保険、以上5件の予算案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行ないます。

一般会計においては、新年度の当初予算は、今年度に比べ2億2557万円減額となっております。歳入で減額となったその主なものは、国及び県の支出金、地方交付税、市税などの歳入減によるものです。国が来年度予算で5兆円削減するという中には、地方交付税や社会保障関係費の削減等が含まれ、県は行政改革の名のもとで、市町村に負担を押し付けながら、削ってはならない国民向け、県民向けの予算を切り捨てながら、市税の落ち込みにも現れている深刻な不況への対策はありません。

長年続いた不況のもとで、現役世代は、雇用不安に失業賃下げ、社会保障の切り下げなど、また、年金生活者は、年金切り下げに医療や介護への負担増、退職金も超低金利で目減りするなど、市民の暮らしは大変です。地方自治法は、自治体の仕事として真っ先に地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することとしているように、市

民の健康と福祉、ひいては生活と営業を守る予算、行政施策が求められるところです。

本年1月から、課として立ち上げた契約課、及び明るい街づくり推進室の件においては大島市長は選挙の際に、公共工事をめぐる不正は後を絶ちません。公共工事をめぐる業者間の談合、行政側からの予定価格漏洩等を根絶すると言って、談合や丸投げ防止など、五つの公約を掲げていますが、契約課で果たしてどこまでできるのか。また、明るい街づくり推進室の業務内容は、相談、各関係課との連絡、パトロールとのことですが、そのようなことで明るい街づくりができるのか。

課としての体制と予算を付けた以上、行政として責任ある取り組みをしないと、市民の理解を得られないのは当然のこと、安易な取り組みでなく、先の展望を示した具体的な施策を早急に示すべきであります。

高齢者福祉においては、生活管理指導員派遣事業と、訪問理美容サービスが996万円の予算を付けて、新たな事業として展開されます。ところが、その予算捻出にあたって、毎年支給していた老齢年金を、節目ごとの祝金に改悪し、それで浮かせた1100万円を充てることにしています。75歳以上の高齢者が、毎年楽しみにしている祝金を削らなくても、法の期限切れを迎える同和行政を終結させれば、その分、高齢者福祉の充実や、市民生活向上の予算にまわすことができます。

地对財特法の一部改定による5年間の経過措置が、今月末を持って終了します。同和事業を進める根拠となっていた法律がなくなるわけですから、同和行政の終結は当然のことです。ところが中間市においては、同和関係事業20事業の内、新年度から廃止2件、一般対策への移行8件、継続10件となっています。

また、一般対策への移行とはいっても、事業の内容は殆ど変わっていないのが問題です。同和对策課が出した資料によれば、13年度の同和予算は1億444万円で、14年度に廃止、または、一般対策へ移行する分を除けば、14年度の同和予算は2691万円と、問題解決に大きく前進したかに見えますが、今回、一般対策に移行したといいながら、以前と変わらず、同和問題を引きずっている事業の予算を含めれば9103万円で、その内補助金を除いた市費持ち出し分は6700万円です。隣保館も一般対策に移行することになりましたが、隣保館には、部落解放同盟の役員が市の職員として在席し、事務所として使用しています。これは隣保館に準じて運営されている岩瀬南町集会所と、同和会の関係についても同じことが言えます。さらに、岩瀬南町集会所の嘱託職員の賃金は、月額35万4000円で、中間市の嘱託職員の行政職賃金、これは35歳以上で、月額22万7600円ですから、12万円以上も高くなっています。このような特別扱いは直ちにやめて人員も削減するべきであります。

さらに、隣保館については、公共施設を事務所としての使用を中止し、館内にある解放同盟の歌など、解放同盟特有の掲示物などは早急に取り除くべきであります。

既に、一般対策に移行したという保育園事業も問題であります。保育園の場合、市費持ち

出しが大きすぎます。その一つは、園児送迎バス委託料で、それぞれに718万円出していますが、委員会審議の中で出たように、特定の業者に委託するのではなく、業者選定にあたっては入札によるべきであります。ちなみに園児一人あたりの市費持ち出し額は、市内の民間保育園に比べ、こすもす保育園で6・8倍、ひまわり保育園で5.4倍となっています。何故、保育園に多額の費用がかかるのでしょうか。

今月19日、民生経済常任委員会は、保育園や隣保館など視察しました。こすもす保育園での説明では、紙おむつは一切使わず、昔ながらの布おむつを洗濯して使っている。保育園にすれば、園で洗濯したものに着替えさせ、匂いのする子供は風呂に入れる、24時間保育ですとのことでした。

今では、保育園は一般対策事業となっています。私は、同和対策事業として、保育園が運営されていた時代にも訪問し、保母さんから話を聞いたことがありますが、その時も親に任せてはられません。24時間保育のつもりで頑張っています、とこのように言っていました。子供を任せられない親とは、保育園の成り立ちからして、同和関係者を指してのことと思われる。このことは、わざわざ地区の子と区別して、いろいろな施策を行なう解放子供会についても言えることです。地対財特法が失効し、地区そのものがなくなる時代に、児童・生徒を地区の子と特定し、学力補充のためと特別な教育を続けようとしています。地区の一部の子ども達だけに、学校の教員が教育することは、教育基本法第6条にある、教員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない、と定められていることを否定することにもなります。

これでは、子供を任せられない地区の親、授業についていけない地区の子ということになりますが、これこそ差別ではないでしょうか。また、それが必要以上の経費をかけていることの原因でもあります。同和事業は、周辺地域との格差をなくすための、一般対策を補完する特別な事業です。行政がすべきことは、格差がなくなるように条件を整えることであって、それを何時までも、地区の人々の教育や生活の状況は低位にあると言って、特別に扱うこと自体差別であります。

今回、地区の方々に満杯になっている納骨堂の管理が、一般対策に移行しますが、特別扱いで育てられた子供、それに住民は、結局、ゆりかごから墓場までの特別対策ということになるのであります。

長年にわたる特別対策によって、地区住民の生活はどうなったでしょうか。自立促進のための事業が、むしろ自立を阻害する役割を果たしたことになります。

何時までも同和行政を続けているのが、その証明です。行政の責任は重大であります。事業目的が達成されたにもかかわらず、何時までも同和行政を続けることは、地区住民の自立を妨げ、周辺地域との逆差別を生み、新しい差別意識を助長させることになります。

保育園事業の見直しまで含めれば、少なくとも、2億円の予算を高齢者福祉の充実や、市民全体の施策に回すことができます。地対財特法の失効に合わせて、同和行政を終結させる

ことを強く求めるものであります。

次に、国民健康保険、老人保健、介護保険の問題です。

国は財政難を理由に、社会保障予算を次々と削ってきました。国の赤字財政の最大の原因は、アメリカの圧力によって決められた、630兆円の公共投資基本計画による、全国各地での大規模開発プロジェクトとして遂行された無駄な公共事業にあります。

この計画は、1995年度から2007年度までの13年間に、国と地方を合わせて630兆円の公共投資を行なうというもので、これは日本の国際収支の大幅黒字を、内需拡大で是正せよ、とアメリカから公共投資の拡大を迫られて決めたものであります。

この公共投資基本計画のもとに、治山・治水、道路など、16種類の長期計画が作られましたが、必要な事業をまとめたというのではなく、630兆円の事業費の総額が決まり、それをどう使うかということなので、無駄な公共事業が全国的にやられているのであります。そのことが、国と地方を合わせて1年間の公共事業費50兆円、社会保障費20兆円という逆立ちした予算の使い方になったのです。

しかも長引く不況と、法人税減税や金持ち減税によって、税収が落ち込んでいるにもかかわらず、公共投資は基本計画に沿った50兆円を確保するため、社会保障費の削減等、税収減のしわ寄せを国民負担増で切り抜けようとしています。その結果、払いたくても高くて払えない国保税、受診を手控えざるを得ない医療費の高騰、病院から追い出される原因となる診療報酬引き下げの老人医療、保険料と利用料負担で、予定の半分しか利用しない介護保険など、国民の暮らし破壊が進行しています。

特に、介護保険が実施されて以後、保険料、利用料の負担は、高齢者家庭の財政を圧迫しています。老々介護、家族介護から社会全体で介護を支える制度、それが介護保険だと言っているながら、国民皆なで支え合うのが介護保険だと、所得が少なくても、年金から保険料を天引きされ、生活苦に喘いでいても罰則で保険料滞納もできない。これで社会保障と言えるのでしょうか。

このような時こそ、憲法でうたわれている地方自治の本旨が問われることになります。地方自治の本旨とは、国から独立した自治体が、国の監督に縛られることなく、自主的に地方の行政を行なうことです。何かと言えば、国からペナルティーをかけられるとって逃げのではなく、国に強く改善を求めるとともに、他の自治体でもしているように、国保税の減免、或いは介護保険料、または、利用料の減免を取り入れるべきであります。

次に、住宅資金については、条例に違反した乱脈な貸し出しが赤字の原因です。それを認めることはできません。法があろうがなかろうが同和行政は続ける、このように前市長は乱暴なことを言いましたが、住宅資金の貸し出しでは、必要な書類を揃えなくても、また生活保護受給者でも、法律を無視して貸し出した結果が、5億円にもなんなんとする滞納による赤字をつくったのです。今また、同和関係法がなくなったにもかかわらず一般対策を装って、同和事業を続けようとしています。法律を無視してまで同和行政を続けるという

点では、住宅資金の乱脈貸し出しの時代と、現代も基本的には変わっていないと言わざるを得ません。同和行政の終結を重ねて要求して討論を終わります。

議長 岩崎三次君

杉原茂雄君。

24番 杉原茂雄君

私は、自民クラブを代表いたしまして、新年度予算案に対する賛成討論を行ないます。しかし賛成討論と申し上げましても、消極的な意味での賛成意見であります。

私は今回、この新年度予算案に関しまして、他の友党会派とも種々合議をしながら、可とすべきか否とすべきか、誠に苦渋の選択を迫られてまいりましたが、論議の結果、消極的であれ、賛成という立場を明確にすべきだという結論に至ったわけであります。

何故かと申しますと、その一つは、私たちが反対をしたとするならば、おそらく、この予算案は否決という憂き目を見るであろう。そういうことは予測、当然されました。

そうしますと、そこから生じてくる、いろいろな混乱、いろいろな問題が危惧されてくるわけでありまして、それは新しい市長就任初年度のことであるが故に、避けて通るべき寛容さが必要だろう。また、二つ目には、株式会社中間市役所というスローガンというか、キャッチフレーズというか、基本理念だと思いますが、これが果たして、これは単なる空念仏なのか、それともどうなのか、いささか、この言葉の持つ意味の重さにですね、期待をかけてみよう、かようにも考えたところであります。

新しく就任をした市長の手による新年度予算案は、市政の理念と基本的な政策を構築したものでなくてはなりません。そのためには、市財政の現状認識と、その施策・政策や、などの執行行動が結びついているかどうか、つまり言うことと、行なうことが一致しているかどうかにかかるわけであります。そうした予算案になっているのかどうか、これが本来、その予算案に対する是非を決める基準となるべき視点であろうかと思えます。

今日、我々を取り巻いております社会情勢は、打ち続くデフレ不況により、大変厳しい状況下にあります。働くものをはじめ、民間商工業者は生き残りをかけまして、徹底した改革・合理化を断行し、また、その反動もありまして、ますます失業者も増え続け、市民各層の中での生活困窮者も拡大しておる現状下にあります。こうした不況と混迷の時代認識に立ってですね、今日、市民が求めておる、従前とは異なった新年度予算案となっているのかどうか。そうしたことが問われているものであり、その点から見ればですね、この本予算は極めて不信の点を持たざるを得ないところであります。

バブルが崩壊をしました後、国も地方もですね、借金財政運営が慢性化しています。行財政改革が叫ばれ、そのまた取り組みが10年来行なわれてきましたけれども、しかしながら薄皮1枚もはげない程度で、現在、推移をしておるのではないのでしょうか。行財政、根本的な行財政改革というのはですね、市組織体を、構築をやり直そうというそういうこと。つまり人と人の人間としての、そこで働く人たちの質と量を変えていこうという

うことが根本になくちゃならん。我々市議会は、多数の意見によりまして、来年、来期、市議会議員選挙からですね、現行24名の定数を3名減員をいたしました。

つまり、これもですね、この3名減員によって2000万円を超える削減効果を生み出しておるものと思います。つまり具体的な意味でね、自らの身を削ぎ肉を削ぐという、そのことが求められておるんです。

市の市税収入や地方交付税は、年々大幅に減収し続けます。これが現実ですね。そのために起債という借金で収入を補っておる。一方、人件費や退職金などは増え続けている。人件費がですよ、市税収入を超える事態、このこと自体がまさに異常だ。それを補うために借金を行い収支を合わせる。まさに破産をしている姿そのものであります。これを変革するために、大島さんは市長に選ばれたんだと、私はそう期待をするものであります。

市組織体自らの身を削ぎ肉を削ぐ、そうした痛みを、市民が今痛みを受けておる痛みと共有するという意識改革が迫られています。そのためのリーダーシップ、指導性をですよ中間丸という船長としての指導性をですね。決断と実行を多くの市民の皆さんは、あなたに期待をし求められておるんだ。このように考えるところであります。そうではないでしょうか。今、せめられておるのはですよ。人件費及び人員の削減・カット。

先ほど触れられました公立、市立保育所の異常とも言うべき経費負担の削減・カット。そうして、また職員厚生会というものへですよ。年間4000万円を超える支出を行なっておる、そんな余裕がどこにあるんですか。そういう不当な馬鹿げた支出は直ちにですね、補助、助成という支出は直ちに打ち切る、そういう決断があってしかるべきだ。

以上、大ざっぱに申し延べましたが、ちょっと水一杯頂戴。
以上、おおざっぱな事を申し述べましたが、とりわけ市職員厚生会への助成金・補助金ですか4000万円なにがしは、予算凍結を強く求めます。

その他を含めまして、その他の諸問題を含めまして、年度途中で補正予算上にですね、計上されて減額修正されるものを強く期待するものであります。

声なき多くの市民の声に応える、生活困窮者救済や、福祉や教育や文化政策の充実のためには、お金が要ります。その金は今ないんです。いくら要求されてもないものはね、出せないんですよ。ない袖はふれないと言います。従いまして、そういう財源を生み出すためにも、今申し上げました大まかな基本を踏まえた、具体的な執行体制をとるべく熱望するものであります。

大島市長のあなたの掲げられます株式会社中間市役所というこのことが、掛け声、この掛け声はですね、私は市民のために掲げられておるものだと思います。故に直ちにですね、改革大手術の断行と実践を、あるのみを熱望するものであります。

次に、若干、市立病院の予算についての意見を申し述べておきたいと思っております。この病院は、炭坑の閉山からくる付属病院を、継続、引き継いだものであります、およそ

約40年近くなりますか、今日までの経営の中でね。黒字になったことは、ただの一度もない、誠に奇妙な病院です。しかし、市民の健康・生命を守るというですね、なんとなく、わかるような、わからないような大義名分の中でですね。もう慢性化、慢性的に毎年、毎年繰り出されてきたわけです。

現在でも、およそ累積赤字5億円ですか。そして、本年度は1億5000万円の繰出し。しかし、一方、本年度は、なんぼかよくなって600万円ぐらいの黒字が出るだろうというふうに推測されておりますけれども、しかしながら、これは今の体制での企業努力や、いろんな手立てを行ないましてもね、限界はあろうかと思えます。

問題は何と言いましても、やはり人件費なんですね。病院会計の内の24億1400万円ですか。この内、人件費は11億5100万円ですか。従いましてですね、そういう問題を含めながら、最近、北九州市ではですね、いよいよ、この病院の有り様についての改革に踏み切りまして、戸畑の、市立病院は民間へ譲渡されました。

これは一つのおよき例だと思います。幸い中間市の場合は、周辺にも大病院、いろんなものがございまして、従いまして、この徹底した改革、合理化を断行するかどうか、いろいろな選択肢があろうかと思えます。独立採算制という、企業会計の当然あるべき原則を踏まえましてですね、市民負担に頼らない、そういう病院経営を行なうべき方向への選択を求めながらですね、十分な市長としてのご検討を希望するものであります。

以上、申し述べまして賛成討論にかえさせていただきます。終わります。

議長 岩崎三次君

この際、暫時休憩いたします。

休憩 11時45分

再開 11時53分

議長 岩崎三次君

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に討論はありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

これまで、私は、一般会計の当初予算に一貫して反対の態度表明をしまいいりました。それは、市政最大の問題と言われてきた、乱脈・不公正な同和行政を継承し続けてきたのが主な理由です。同和問題の解決を目指し、33年間続いた国の同和行政、地域改善対策特別措置法による財政上の特別施策が、この3月末で失効します。

33年間にわたる同和行政、全国の投資総額は何と16兆円、そして、また中間市では12年度決算までに約25億円使われました。この25億円の中には、糾弾等による、まさに乱脈な同和行政でもありましたが、私は、この法律が切れるに当たって、かつて市議会もこの解放同盟とか同和会に対して、とりわけ解放同盟と取り交わした覚え書きや、確認書をめ

ぐりまして議会が屈服したことです。

私が議員になる以前、各党が、かつてこの覚え書きに、糾弾による覚え書き等に対して市の覚え書きの不履行については、議会側も責任を痛感し、早急かつ迅速に実施させることを、議員の職責を賭して保障するという議会決議を全党で行なっています。

そして、また狭山事件に対しても、これは差別裁判ということで、各党が議会で議決した経緯があります。私はこの反省を今、先輩の議員達はされなくてはならないと思います。

私は、先程の委員長報告にもありましたけれども、委員会で一般会計に対する態度保留をしたのには、それは市政最大の問題である同和行政、そのことに関して、何ら視察もしないで賛否を問うことにはどうか、ということを感じたわけです。私は是非、現地調査をしたいということをし延べましたが、私一人の意見でした。そして賛否を取った後に現地調査が組まれてたわけです。運動団体の両事務所に議会として行って見ました。

公共施設という名の同和団体事務所を同じ場所に二つ建て、団体幹部が市の職員となり手厚く保護されている市民団体は他にはありません。

かつての市長は、解放同盟の事務所はどこにあるか知らない等と、答弁をこの議会でもされてきました。しかし、大島市長は、曲がりなりにも、当然ながらそれを認めております。認められました。多額の税金を湯水のように使いながら、市民の疑問に答えず、ひたすら団体の顔を伺いながら卑屈な態度は、これまであきれんばかりでしたが、今回の委員長報告は、それぞれが同和施策、同和事業に対する問題を提起したものです。私は、この委員長報告を真摯に行政は受け止めるものと確信しております。裏切らないで下さい。

そして、今回の予算でございますが、交際費の基準も、かつての市長は検討中と言いながら何年も引き伸ばしてまいりましたが、今回、市長はそれをはっきりと約束してくれました。当初予算を全県を調べました。交際費についても。

そして、また近隣の4町についても調べて見ました。筑豊に比べて、中間市の交際費については、議長も市長も最低額です。まだまだ、筑紫野や春日に比べると、もうその比ではありません。そして、また4町に比較しましても、中間市の交際費については、立派なものだと思います。ですから、やはり行政も議会も一緒になって、無駄遣いはどうしてやってはならないという批判だけでなく、一緒に考えなければならない時代ではないかと私は思っております。

そして、この間、今回の予算の中に、かつて平成11年に私、紹介議員の一人となりまして、生涯学習の一つであります陶芸作業所の設置を、請願の紹介議員としてなりまして陳情もいたしました。今回の予算に組まれておりますし、他の自治体に比べて遅れてはおりますが、物品購入に対する改善や、それから、入札制度の改善これは市長も公約には掲げておりましたけれども、そのことに対しても、遅ればせながらも、やはり行政の皆さんが真摯に受け止めて、仕事に取り組んでいる姿を私は見る事ができましたし、同和行政に対しても、投げ渡し状況で150万円のお金が、北九大の名誉教授に渡しておりましたものも、私は議

会内外で話していく中で、3月補正でも減額されましたし、さらに今回、予算は組んでいても減額されるということです。

こうした中で、公平委員の旅費が、東京に出張する1回についても、それができないとう総務常任委員会の傍聴で知ることができましたが、一方では、同和団体等が行政視察じゃなくて、団体による視察に対しての予算については、多額に組まれております。

昨年、情報公開をとっても、これは指摘せざるを得ないなと思いましたが、そういうことも改められていって頂きたいものだと思っておるわけでございます。

そういうことで、私は、また一方、今回の予算の中に不況の長期化により、住民生活及び事業者の経営は依然厳しく、深刻化してきている状況であります。住民生活防衛救済に対する予算が講じられてないように伺いますが、それは今後の補正の中で見て頂けないかと思っております。

本当に賛成できる先程の賛成討論ではありませんが、私も悩みました。悩んで、悩んで悩み抜きました。しかし、今後、同和問題に対しても、私どもが隣保館や同和集会所の職員を、この市政の場に呼んで、議会の委員会の中でですね、その有り様を議会として質していく、その責任が議会にもあるのではないかと認識しているところです。

僅かではありますが、運動団体の補助金の全廃、他の自治体では、まだ組まれているところもあります。本当に、本当に賛成できる予算ではありません。男女共同参画社会を実現を目指さなければならないこの時代に、その予算が見当たらないところも残念ですが、補正予算の中で計上して頂くことを訴えて、この予算に賛成するものでございます。

以上です。

議長 岩崎三次君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより第8号議案から第17号議案までの、平成14年度各会計予算10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第8号議案 平成14年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案 平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案 平成14年度中間市老人保健特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案 平成14年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案 平成14年度中間市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案 平成14年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 第31号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大島市長。

市長 大島忠義君

今回の補正予算につきましては、毎年、国の地方財政対策の一環として行われております、市債の財源対策債の確定に伴います補正でございます。本年度当初予算で5000万円計上いたしておりましたが、最終的に確定額といたしまして、1億8000万円の確定通知がありました。追加されました地方債1億3000万円につきましては、一般公共事業であります特定地域開発就労事業に充当いたしております。

さらに、変更になりました一般財源につきましては、将来の公債費の償還費に備えるために、歳出予算として減債基金に積み立てをいたすところでございます。

本財源対策債の元利償還金は、基本的には全額地方交付税措置されるものであります。以上によりまして、歳入歳出とも1億3000万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ180億2280万円とするものです。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております第31号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なし認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これより第31号議案 平成13年度中間市一般会計補正予算第6号を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 第32号議案及び日程第18 第33号議案の条例改正2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大島市長。

市長 大島忠義君

第32号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この度の改正は、調整手当の支給率を引き下げするために、必要な改正を行なうものであります。調整手当は、それぞれの地域において、物価や生計費の地域間格差をなくし、自主的な給与の不均衡を是正する目的で、支給されているものでありまして、現在、本市では、一般職職員並びに常勤の特別職職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に4%を、医師については8%を乗じて得た額を支給いたしております。

しかしながら、昨今の財政事情の悪化や、民間企業の経営状況等を憂慮するとき、職員自らが痛みを感じ血を流さなければ、今後の市政運営に対する市民の皆様のご理解を得ることはできないとの強い決意を持って、職員側と鋭意協議を重ねてまいりました結果、職員側もその趣旨を十分理解し、協力を得ることができましたことから、この度、本条例をご提案申し上げます。

なお引き下げの率は、一般職0.5%、医師1%でありまして、このことにより、節減することができます人件費は、概算ではございますが、一般会計で調整手当880万円、また期末勤勉手当の跳ね返し分として340万円でございます。

一方、特別会計並びに企業会計では、調整手当430万円、期末勤勉手当の跳ね返し分として140万円の節減となります。従いまして、一般会計特別会計合わせますと、1800万円程度の人件費の節減となり、また調整手当は、時間外手当の単価へも影響します事から、実際には、今申し上げました以上の節減効果が期待されるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第33号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例、及び中間市一般職職員

の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

特別職職員及び一般職職員の旅費につきましては、平成5年3月に改正をされました現条例により運用をしておりますが、昨今の航空料金の低料金化に見られる流動化や、公用車普及に伴う出張環境の変化、或いは、情報公開制度導入に代表されるような、市民皆様の意識の変化等を考え合わせ、旅費の本旨は費用弁償であるとの原則論に立った内容に改正をするものであります。

主な改正点は、航空運賃を実費支給にすることにより、支給額の削減を図ったこと。また、半額日当の支給地域を管内扱いとし、旅費支給の対象外にすると共に、公用車使用時の日当額を半額とし、経費の削減を図ったこと。また新たに、JRの座席指定料金を認めたことなどの改正であります。

なお、この度の改正によりまして、約500万円の経費削減が見込まれるものであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なし認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第32号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

休憩 12時15分

再開 13時00分

議長 岩崎三次君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19 平成13年請願第4号 介護保険料・利用料の減免を求める請願を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。

福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

ご指名によりまして、13年請願第4号 介護保険料・利用料の減免を求める請願について審査いたしました経過並びに結果を、ご報告申し上げます。

この請願は、13年11月29日に提出され、13年12月定例会において、当委員会に付託され継続審議となっております。

請願の趣旨は、12年4月に介護保険が実施されてから、保険料については、当初半年間は徴収の凍結、それから1年間、つまり13年の9月までは半額徴収でした。

13年10月からは全額徴収となり、保険料はそれまでの2倍になりました。高齢者に対する社会保障の切り下げは、12年4月の年金改悪により、生涯年金で100万円単位の影響が出ています。また、13年の1月からは、医療費の1割負担も実施され収入減と負担増のダブルパンチにみまわれています。その上、介護保険料が増額され、家計は大変な事態です。13年8月末の調査によれば、利用料の減免を実施する自治体が、予定も含めて674、また保険料の減免は328自治体とのことです。

中間市でも、これらの自治体に続いて、次のことを実施して頂きますよう請願いたします、となっております。

また、請願事項については、介護保険料・利用料の減免を行なうこと。

減免に必要な財源は、一般会計で賄うこととなっております。今定例会の委員会審査では執行部の出席を求め、他の自治体の減免状況等について、次のような説明がなされました。

福岡県下において、介護保険料の減免を実施している自治体は6市2町で、約1割程度であること、利用料の減免については2市が実施しており、そして、これら実施している自治体においては、次の三原則が適用されております。

一つは、一定の収入だけで低所得者という判断をせず、資産状況、扶養の状況等を調査した結果、生活保護基準以下であれば低所得者としていること。

二つは、保険料については、社会保険であることから、全額が減免されることはなく、現在でも5段階で、第1段階は5割、第2段階では、2割5分などの軽減措置を実施しているが、それから、さらに減免する場合でも、いくらかは負担することとなっていること。

三つは、減免に必要な財源は、一般会計からの繰り出しによるのではなく、減免する場合

は、保険制度の中での保険料として転嫁することとなっていることなどでございます。

また、国の13年10月1日現在の統計によると、全国では、310件の自治体を実施しており、約1割程度が実施しているというところでございます。

さらには、中間市は、昨年11月に高齢者の実態調査を実施しており、その中で保険料・利用料を減免することについて、市民の意見を聞いている。そして、その報告書をもとに14年度の介護保険の事業計画、いわゆる中間市高齢者総合保健福祉計画の見直しがあることから、これらの減免については、作成検討委員会の中で審議してもらうこととなります、などの説明がありました。

そして、執行部から、介護保険制度の趣旨、介護保険財政の将来の安定的運営からすると、きちんとしたものにする必要があると考えます、との意見がありました。

採択に賛成する意見として、今の介護保険制度には欠陥があり、それを補っていくのが自治体の使命である。保険料・利用料が払えない人が現実にいることから、減免を実施していくべきであるし、全国的にも、そのような流れになっている。また、低所得者には負担が大きな介護保険となっていることなどから、是非、中間市も独自で検討して手立てを講じてほしい、等の意見がありました。

採択に反対する意見として、委員から、執行部の説明が妥当と思われるし、介護保険については実態把握がまだ不十分と思われる。13年度までの実績を踏まえ、14年度に事業計画の見直しが、作成検討委員会の中で行われることから、その中で十分検討するように期待するとの意見がっております。

以上の審査を経まして採決をいたしましたところ、可否同数であったため、委員長の裁決権を行使し、不採択と裁決いたしました。

以上が当委員会の審査の概要であります。よろしく審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。只今の委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

青木孝子君さん。

9番 青木孝子君

請願第4号 介護保険料・利用料の減免を求める請願について、日本共産党市議団を代表いたしまして賛成討論をいたします。

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別とはいえ定額保険料のため、逆進性が強く低所得者の人ほど負担が重くなっています。しかも、生活保護基準を大幅に下回る月1万5000円以上の老齢年金受給者からも保険料を天引きし、収入のない人からも、世帯主や配偶

者に連帯納付義務を負わせ、保険料を徴収しています。こうした介護保険料の設定は、高齢者世帯の生活実態を無視しており、最低生活の保障を明記した憲法25条や、最低生活費非課税の原則に反するものです。

また、在宅サービスの利用の実態は、利用料の負担増によって利用抑制が広がり、介護保険のサービスが必要であるのに、それを利用できない、もしくは削らざるを得ない人が多数出ています。中でも、介護保険の定率1割の利用者負担は、これまで措置制度や老人保健制度のもとで、無料や低額でサービスの利用をしていた低所得者が、サービスの利用を抑制しています。これは要介護者のサービスの利用料が、本人の支払能力によって左右されることを現しています。

介護保険法が成立した、1997年12月3日の参議院本会議の付帯決議、介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議では、すべての国民が、適切に介護サービスを利用することができるよう、低所得者に対する必要な措置を講ずることとされています。

昨年10月からの介護保険料の全額徴収で、保険料の負担が高齢者に過酷なものであることが明らかになり、独自の保険料減免を実施する自治体が増えています。

厚生労働省の調査では、介護保険料を独自に減免している市町村は、2001年4月時点の139から、10月時点では約328と倍増しています。また、利用料の減免を実施する自治体は674に及んでいます。

中間市議会は、地方自治法に則り、住民の安全・健康及び福祉を守る立場から、速やかに介護保険料や、利用料の減免を実施し、低所得者に対し必要な措置を講ずることを求めるものです。財源は、隣保館や岩瀬南町集会所の廃止や、保育園の人員加配等同和行政を終結すれば一般会計で賄えます。以上、賛成討論といたします。

議長 岩崎三次君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより、平成13年請願第4号 介護保険料・利用料の減免を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

平成13年請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、平成13年請願第4号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第20 平成13年請願第6号 国民健康保険の資格証交付に関する請願を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。

福田民生経済委員長。

13番 福田一則君

ご指名によりまして、平成13年請願第6号 国民健康保険の資格証交付に関する請願について審査いたしました経過並びに結果を、ご報告申し上げます。

この請願は、平成13年11月29日に提出され、12月定例会において、継続審議となっております。13年12月の委員会審査では、請願紹介議員から、早期発見・早期治療が医療費の増嵩を防ぎ、国保財政等の悪化の解消につながることから、悪質な人については別だが、滞納者についても医療証を交付して頂きたい、との補足説明がなされております。

請願の趣旨は、国民健康保険法第1条には、社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明記し、同法第67条では、保険給付を受ける権利は譲渡し、担保に供し、または差し押さえることはできないとして、受給権の保護が強調されています。

保険給付を受ける権利とは、病気やけがをしたときに、医師・歯科医師に診てもらう権利であり、被保険者証は受給権を行使する証明ですから、すべての被保険者に無条件に交付することが、国保法の趣旨に沿うものです、となっております。

また、請願事項については、一、保険税滞納者に対する制裁措置、保険証の取り上げと、資格証・短期証の発行は直ちに中止すること。二、被保険者証の返還命令並びに資格証明書の交付について、国保施行令第1条の4に定める、特別の事情の判定については、被保険者の実態把握に努め、行政の恣意を避けて、慎重且つ柔軟な運用をすること。

とりわけ次に示す場合は、特別の事情として認めること。

毎年度の給与・年金所得が生活保護基準以下の世帯。

児童扶養手当、児童就学援助手当など、公的補助が適用されている世帯。

滞納処分の施行により、その生活が著しく窮迫させられる恐れのある世帯。

三、資格証交付対象外とされている公的医療制度と同様、自治体が独自に実施している医療助成制度の対象者も同様に取り扱うこと。

四、高すぎる保険料引き下げ、不況期に応じた保険料減免制度に改善することとなっております。

今定例会の審査では、執行部の出席を求めまして、現在の資格証明書の交付状況について、次のような説明がなされました。

平成12年度に、国民健康保険法の改正がなされ、それまで、保険税の滞納者に対する罰則が明確になっていなかったことから、保険税を1年以上滞納している者については、被保険者資格証明書が交付されることが義務化されたこと。被保険者資格証明書の交付を受けている人は、医療を受ける場合、医療機関で10割の負担をした後、市の健康増進課で7割の保険給付を受けるといった制度になっていること。

12年度から現在まで、述べ368人に対し資格証明書の交付を行ない、うち半数が医療機関に行く等の必要性が生じたことから、事前に市の窓口で分割納付をするなどの納税相談に応じ、そして、その方たちについては、2ないし3カ月の期限で保険証が再交付されてい

ること。その結果、現在は189名が資格証明書の交付対象者で、この方たちは若年者層が大半を占め、今すぐ病院にかかるということがないという認識による滞納と思われる、などの説明がありました。

委員から、資格証明書を交付しなくてもよいような条件整備はできないか、との質疑に対し、執行部より、国保会計には、累積赤字が1億3000万円以上あり、収納率についても90%と、県下平均に比べ低い状況である。また、保険税を納付している人から見れば、納めていない人が医療機関を自由に利用できるとする制度は如何なものか。

そして、そのことが納税意欲を低下させるのではないか、との意見もあります。市の事情として言うならば、新年度予算の中で、歳入欠陥補填収入というのを、毎年1億、2億を組んでいる、これは予想される医療支出に対して、歳入に欠陥が生じているから、架空の収入を上げているわけで、たこ足操業と同じことで、14年度も前もって次年度の保険税を食っているという状態である。このような状況で減免制度を実施することは難しいし、また厚生省に対し再建計画書を提出しているが、赤字を抱える中で、税の減免措置を講ずるのは相反する施策となる。さらには、減免措置を講ずるとなれば、国保税だけということにはならない。すべての税について減免規定を設けるということになるなどの説明がありました。

採択に賛成する意見として、国民健康保険制度ができたときは、国民皆保険ということで、何時でもどこでも早期発見・早期治療ということが、医療の面で最もよいということで始まった。その後、度々国の財政問題で改悪されてきた。そういった中で、市民の健康をどう守っていくかというときに、資格証を発行しなくてよいような状況を作り上げていく根本は、国の医療制度を変えないとできないが、自治体としての努力をどう進めるのかというのが、この請願の中にある。よって採択することによって、自治体の努力を促すということで賛成する、等の意見がっております。

採択に反対する意見として、皆で支え合う保険制度である以上、滞納を見逃すことはできない。滞納者に認識してもらうためには、当然にこの制度は必要であるとの意見や、人は権利もあれば義務もあるということで、行政はしっかり把握して対応してほしいなどの意見がありました。

以上の審査を経まして採決をいたしましたところ、可否同数であったため、委員長の裁決権を行使し、不採択と裁決いたしました。

以上が当委員会の審査の概要であります。よろしくご審議の程お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。

只今の委員長の報告に対し質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

青木孝子君さん。

9番 青木孝子君

請願第6号 国民健康保険の資格証交付に関する請願について、日本共産党市議団を代表いたしまして賛成討論といたします。

政府は、介護保険料を国保税に上乘せすることにより、さらなる滞納が予想されることから、国保税滞納者に対し、正規の保険証を取り上げ、保険証の期限が数カ月単位と短い短期保険証と、窓口で一旦、全額を負担しなければならない資格証明書の交付を強化いたしました。しかし、2001年3月22日の、日本共産党小池晃参議員の厚生労働委員会での質問で、滞納者に対して、それぞれの事情に斟酌して、自治体が判断と答弁を得ており、滞納だけを理由とする保険証の取り上げは許されません。

昨年、北九州市で、夫が失業し国民保険料を滞納したために、保険証を取り上げられた32歳の糖尿病の妻が、病院の受診をためらい死亡した事件がありましたが、保険証の取り上げは即、命に関わる問題へとつながります。安心して医療にかかることは、憲法で保障された国民の権利です。国民健康保険法の第1条では、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとし、国民の健康を守る砦であると言っています。

ちなみに欧州諸国では、病気になった際の患者の負担は極力抑えられており、イギリスやドイツ、イタリアなどでは、医療機関の窓口での支払いはありません。しかし、各国の制度には予算上の制約から、診療まで一定期間待たされることがあるなどの問題点もたくさんありますが、国民の健康を守る医療は、国の責任であるという基本的な考え方は共通しております。

例えば、イギリスでは、主に国の一般財源で賄われており、病気や怪我の場合の検査や治療・救急医療から出産・予防接種まで全額無料で医療が保障されています。

外国人でも、仕事で滞在している人や、その家族は勿論、1年以上の滞在であれば研究者や学生も対象になります。

中間市議会は、病気になってもお金の心配なく、診察や治療が受けられる制度にするために、国に対して国庫補助率を45%に戻すことを要求すると共に、保険税の徴収率を上げることだけを目的とした、短期保険証や資格証明書の交付は直ちに中止すること、また減免制度や国保税の引き下げを求め賛成討論といたします。

議長 岩崎三次君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより、平成13年請願第6号 国民健康保険の資格証交付に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

平成13年請願第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第21 意見書案第1号 児童扶養手当など母子福祉施策の充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中家多恵子さん。

2番 中家多恵子君

この中で、全国的な数については訴えられておりますが、地元の間門市では、どれくらいの方に影響が起きているのでしょうか、お尋ねします。

議長 岩崎三次君

穴井光午郎君。

23番 穴井光午郎君

間門市では、今年1月31日現在において、現在、全額支給512人、一部が支給されて受けていますのが58人です。以上でございます。

議長 岩崎三次君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

山本貴雅君。

7番 山本貴雅君

意見書案第1号 児童扶養手当等母子福祉施策の充実を求める意見書について、日本共産党市議団を代表し賛成討論をいたします。

母子家庭の生活を支える児童扶養手当、政府は、新年度の予算案で手当額を大幅に削減する改悪案を打ち出し、昨27日の参院本会議で、自民・公明・保守の与党3党などの賛成多数で可決成立しました。現在、児童扶養手当は、年額が50万8440円の全額支給と年額が、34万円の一部支給の2本立てで、18歳までの児童のいる母子世帯等に支給されています。

全額支給は、母親の収入が204万8000円以内、一部支給は300万円以内となっております。今回の削減案では、全額支給の対象を、収入130万円以内に狭めた上、130万円から1万円超える毎に、手当てを2000円ずつ削減し、365万円までの家庭に支給するとしています。また、これまで父親からの養育費は、所得制限の算定対象ではありませんでしたが、今回からは算定対象にするとしています。

さらに、支給期間が5年を過ぎれば、支給額を減額することも予定されています。

98年の国民生活基礎調査によると、母子家庭は95万5000世帯、5年前に比べて2割も増加しています。母子世帯の平均収入は229万円で、一般世帯の約3割程度です。

2000年度末の支給実績では、児童扶養手当の受給者は全国で71万人で、50数万人が全額支給者でした。この中間市では、今年1月31日現在において、全額が512人、一部が58人支給を受けています。今回の政府案を当てはめると、全額支給者の内、約20万人が支給額を削減され、年収204万円だと月1万3000円以上、年収300万円では月1万4000円以上の減額になります。

今回支給の上限が、年収365万円まで引上げられますが、これは98年に407万8000円だった年収上限を、300万円に切り下げて、約6万人を支給停止にする改悪をしており、その一部を復活するだけのことです。ちなみに、この改悪当時の厚生大臣は、小泉首相でした。

また、父親の養育費を所得制限の算定対象に入れることは、事実上の所得制限強化といえます。さらに、支給期間が5年を過ぎると、支給を減額することでは高校入学等、子供にお金がかかる時期に支給が減らされることになり、母子家庭にとっては死活問題ということにもなるでしょう。改悪案は手当の大幅削減にとどまりません。

母子家庭の自立促進を名目に、児童扶養手当法の趣旨を抜本的に変えようとしています。現行法は、児童扶養手当は、児童の心身のすこやかな成長に寄与することを趣旨として支給されるとされています。改悪案は、これに手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図りという文言を加えています。母親が自立のための活動をしなかった場合は、支給しないことを法律に加えるという情容赦のない改悪案となっています。

現行法にあるように、経済的に自立できない母子家庭の子供が、健やかに成長できるように支援するのが、国の当然の責務です。そのことは、児童福祉法でも国と地方自治体が、子供の親と共に子供を心身ともに健やかに育成する責任を負っていると明記しているとおりです。母親の自立促進を口実に、母親の自立の責務を押し付け、国の責任を最大限、後退させることは絶対に許されません。母子家庭の収入の低さは、母親の自立心や就労意欲の低さとは関係ありません。幼い子供を抱えた母子家庭の母親にとっては、仕事を探しても見つからず選択肢も限られ、パートを掛け持ちせざるを得ない場合も珍しくありません。

さらに、男女の賃金格差、パートの低賃金が追いつけをかけています。年収が、一般家庭の3分の1という母子家庭にとって、児童扶養手当は母と子が生きていく上で欠かせない命綱です。離婚後、一定期間経ったら生活の目処が立つという保障がどこにあるのでしょうか。児童扶養手当の減額は、既に新年度予算に盛り込まれています。国会で法改定を要しないで減額することだけでもひどいものです。

母子家庭の母親たちから、うちは支給額をどれだけ削られるのか。子供を高校にやれなくなるなど不安と怒りがあふれています。母子家庭の実状を無視したような支援策にしても、これまでもあった母子福祉資金貸し付けの利用率が僅か16・9%です。貸付額の低さや返済期間などの貸し付け条件、手続きの煩雑さなどが利用率の低さの理由になっています。借りても返せる目処が立たない。これが母子家庭の厳しい現実と言えます。

今回の意見書案では、次代を担う子供が健やかに成長するために、児童扶養手当をはじめ母子家庭における経済生活の安定のため、施策の充実・強化を要望していますが、日本共産党が国会で、どうか母子家庭の実状をご覧になり、お助け下さいという手紙を紹介し政府に迫ったように、母子家庭に激痛を与える児童扶養手当の改悪を直ちに撤回し、母子家庭支援のための施策を充実させるよう強く要望して、賛成討論といたします。

議長 岩崎三次君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号 児童扶養手当など母子福祉施策の充実を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22 意見書案第2号 ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

山之内智君。

14番 山之内智君

ワークシェアリング等積極的型雇用対策の確立を求める意見書案につきまして、提案理由の説明を行ないます。昨今、我が国の経済及び雇用状況は、より一層厳しい状況に直面しております。総務省調査によれば、昨年12月度の完全失業率は、過去、最悪の5・6%を記録し、有効求人倍率も0・51倍と、6カ月連続で悪化しております。

また、13年度の年間平均失業率も5%を超える状況となっております。こうした雇用状況は、今後の企業の倒産や、リストラ等の趨勢を考えれば、今後一層厳しさを増すことも予想されております。こうした状況の中で、最近ワークシェアリングが注目を浴びております。ワークシェアリングとは、一人あたりの労働時間を短縮し、仕事を分かち合う雇用政策であり、既に欧州においては広く実施され、雇用の確保や失業者対策に一定の成果を上げております。

最近、我が国においても、この制度の導入に向けて、政府と労働組合及び経営者団体の3者による政労使検討会議が設置され、合意形成に向けて協議が開始されたところであります。政府においては、早急に政労使検討会議における合意形成を図り、さらに、国民の国民の意見を聴きつつ、教育・医療・介護・環境などの分野を中心に、120万人以上の雇用を作ると共に、失業者の抑制や、雇用増加に寄与するワークシェアリングの導入を推進すべきであります。

また、同時に必要なことは、パートタイム労働者や、短期労働者等の待遇改善や、社会的地位の向上及び法的整備を図ることであり、ワークシェアリングと合わせて、それらの改善を図るべきであります。以上で提案理由の説明を終了いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行ないます。

意見書案では、政府においては構造改革に伴う経済の痛みに対し、平成13年度補正予算

や、平成14年度予算に基づく、景気対応型構造改革や緊急雇用対策などによって、懸命の対応を行なっている、となっていますが、果たしてそうでしょうか。今年になって、僅かに下りましたが、完全失業率は昨年12月に5・6%と、過去、最悪を記録しました。

以前は、完全失業率が1%上がるのに、20年かかっていたものが、小泉内閣になっての1年足らずの間に、0・8%も急上昇したのです。失業者の急増は、政府首脳の発言からして、なるべくしてなったものと思われま

す。小泉首相は、リストラは構造改革なんですよ。政府が企業にリストラをやめなさいなんていうことは、とても言える状況じゃない。或いは、構造改革していくうちに、ある程度失業者が増えていくのはやむを得ない。

坂口厚生労働大臣は、リストラや解雇は企業の問題です。企業はそういうふうによって、多くの雇用を維持している。そうしたことも、やはり必要なときもある。

次に、竹中経済財政大臣は、失業で自殺することなんかいいんです。次の職を見つければいい。見つければいいんです。自分の命を絶つということが何かおかしい。このように発言していますが、これで政府が雇用対策に懸命の対応をしていると言えるでしょうか。

ドイツのシュレーダー首相のように、企業には雇用を守る責任があると発言し、各企業に景気悪化をリストラの口実にしないよう求めているのは大違いです。

また、意見書案は、ワークシェアリングについて、様々な労働形態を有する多様な選択肢をもった、21世紀型の新しい社会形成に寄与するものと位置付けていますが、この文章は、日経連の労働問題研究会報告が述べている、ワークシェアリングの表現と、基本的には同じものです。

労働問題研究会報告は、ワークシェアリングを、雇用形態多様化の一環として位置付けており、ワークシェアリングの名のもとに、パート・派遣労働者など、不安定、低賃金雇用への切替を促進することで、人件費の抑制を図ることが、その狙いとなっています。

そのために、この意見書案においても、パートタイム労働者や、短期労働者等の待遇改善などに、言及せざるを得ないことになっています。この意見書案は、雇用対策のためとなっ

てはいますが、意見書案が求める方向では、労働者の利益と、雇用の安定的確保の立場に反するものと思われま

すので反対いたします。

議長 岩崎三次君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号 ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書を、起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23 意見書案第3号 小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

福田一則君。

13番 福田一則君

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書。近年、小児救急医療体制の不備から、小児救急患者の医療施設たらい回しや、患者輸送の手後れから、重大な事態に至るなどの問題が、全国各地で発生しております。小児科医そのものの数は、横ばい状況であるものの開業医の高齢化等に伴う診療施設の閉鎖や、ビル診療所等の増加等から、特に休日や夜間の小児救急医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっております。

また、患者・保護者の専門医志向等による、小児救急患者の大病院集中と、共働き世帯の増加に伴う休日・夜間診療ニーズの増大が、大病院小児科医等の激務と過労を招くと共に、それが、さらに小児科医志向の抑制に、一層の拍車をかけていることが指摘されています。こうした事態に対し厚生労働省は、平成11年度から3カ年計画で、全国360地域の第2次医療圏毎に、365日、24時間体制で何時も子供を診察することができる、小児専門救急医療体制の整備を目指した、小児救急医療支援事業をスタートさせましたが、平成12年度時点での実施地域は、18件、51地域、全体の14%であります。

平成13年12月末時点でも、25件、100地域であり、全体の27・7%に過ぎません。その最大要因が、全国各地における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県における小児救急医療の体制整備も極めて困難にしております。

このような状況に鑑み、政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を抜本的に見直し、以下のことについて実現を求めるものであります。

一つ、小児救急医療及び小児医療に関わる社会保険診療報酬の引き上げを図ること。
二つ、第2次医療圏、平均人口35万人に最低1個所、24時間対応小児専門救急医療体制の早期整備を進めること。そのため、小児救急医療支援事業の抜本的見直しと、充実・強化を図ると共に国の助成を強化する。

三番目に、都道府県における小児医療の中心センターとしての、中核的小児医療機関の整備を計画的に行なうこと。

四番目に、大学医学部における小児専門医の養成と、臨床研修の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第3号 小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書を、起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24 意見書案第4号 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と、食品表示制度の改善・強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

山之内智君。

14番 山之内智君

雪印食品牛肉偽装事件の徹底究明と、食品表示制度の改善・強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を行ないます。

先般、雪印食品がBSE関連対策の一つである、国産牛肉買い上げ制度を悪用し、外国産の牛肉等を国産牛肉と偽って、これを買取らせたという極めて悪質な事件が発生しました。雪印食品は、既に農水省から詐欺容疑での刑事告発を受け、2月3日に警察当局による一斉捜索を受けるに至っております。

我が国の大企業の一つである雪印食品によるこの事件は、やや立ち直りかけつつあったBSEに伴う、国民の牛肉不信を再び惹起させたばかりか、国民・消費者の食品表示制度全般に対する不信を、著しく大きくするものであります。その意味で、まず、この事件に対する徹底的な解明を進めると共に、その情報公開と、厳然たる措置を取ることを求めるものであります。また、食品表示制度が不十分であるならば、国民・消費者に正しい情報が伝わらないのみならず、今回のような事件を続発させ、国民の健康と生命に関わる重大ことを惹起させかねません。よって、政府に対し、以下の事項に関する速やかな対応を求めるものであります。

一つは、国産牛肉買い上げ制度による、買い上げ保管中の牛肉について、他にも虚偽や不正がないか、総点検を行なうこと。

二つ目は、JAS法や、食品衛生法等の関連法における、食品表示制度の抜本的見直しと、そのための監視制度の強化・充実を図ると共に、違反者への罰則を強化すること。

三つ目は、食品表示については、名称・現材料名・内容量・賞味期限・製造・輸入業者名、

及び生産地等のより詳細な表示を行なわせると共に、内容のチェックと監視体制の強化を図ること。

以上で、提案理由の説明を終了いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

全員起立であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25 意見書案第5号 育英会奨学金制度の充実を求める意見書を議題とし提案理由の説明を求めます。

山本貴雅君

7番 山本貴雅君

意見書案第5号 育英会奨学金制度の充実を求める意見書案について、提案説明を行いません。昨27日に成立した文部科学省の新年度予算では、国立大学授業料の大幅値上げ奨学金の無利子貸与枠の削減等、国民の教育費負担を一層重くする予算となっています。

また、小泉内閣は、日本育英会を廃止し、奨学金を縮小するのに必要な法案を、国会に提出しようとしています。学費や生活費をめぐる学生・父母らの負担がかつてなく重くなっている中で、奨学金とアルバイトで何とか生活しています。奨学金がもらえなかったら大学に通えません。奨学金を申請したのに姉妹3人とも受けられませんでした。

私は、私立で下宿、一番お金のかかるパターンです。父はもうすぐ定年です。非常に苦しいですなど、奨学金を充実してほしいという学生の声が切実になっています。

昨年3月に、東京地区私立大学教職員組合連合が発表した調査によれば、新入生が入学し

た年にかかる費用は、自宅外通学者で321万円、前年度比0・8%増にも上っており奨学金を希望する親が全体の6割を超えるまでになっています。

ところが、今政府は、こうした切実な願いに背を向け、国の主要な奨学金である日本育英会の制度を改悪しようとしています。日本育英会奨学金は、大学生・高校生ら75万人が利用、無利子奨学金を42万人。有利子奨学金を33万人が受けています。

大学生では、全体の約16%に当たる46万人が利用しています。政府は、特殊法人改革の名で、この育英会を廃止すると昨年未だ閣議決定し、今後、必要な法案を国会に提出するとしています。今国会に出ている政府予算案は、育英会の無利子奨学生を1万6000人減らす方針まで打ち出しているのです。

そもそも奨学金制度は、憲法や教育基本法が定める、教育の機会均等の理念を実質的に保障するための制度です。学びたいと切実に願っているのに、経済的に苦しいという事情で進学をあきらめざるを得ない、そんな悲しい思いを誰もしなくて済むようにする、それが教育の機会均等です。政府が進める改悪案は、国が果たすべき責任を放棄し、奨学金制度を拡充してという切実な声を踏みにじるものです。

昨年12月24日付けアエラの記事、リストラ中退が進行中は、長引く不況のもと倒産やリストラなどで親が失業し、大学生が中退せざるを得なくなる事態が増えており、奨学金制度が注目されていることを指摘しています。

また11月19日付け読売新聞の社説、大事な日本の明日への投資は、苦しい今だからこそ将来のために、むしろ充実を図るべき分野の一つが、奨学金であることを強調しておきたいと述べています。育英会廃止や奨学金縮少の方向でなく、奨学金制度の抜本的な拡充こそ今必要になっているのです。奨学金制度を充実してほしい、この切実な願いが世界の流れにも沿ったものであることは、日本と欧米の奨学金制度を比べると一層明確になります。

日本の育英会奨学金は、返還を必要とする貸与制が原則です。しかも無利子奨学金を減らして、有利子の枠を増やしています。有利子貸与の制度については、数年受ければ卒業時に数百万円の返済義務を負うことになるため、改善をとという要望が強く出ています。

これに対して、欧米各国は、返還の必要がない給付制を重視し、学生らの負担を軽くするため様々な手立てをうっています。

例えば、フランスとドイツでは、大学の学費は基本的に無料、奨学金は学生の生活費として支給され、フランスでは給付制、ドイツでは半額給付、半額貸与が基本です。

アメリカには、政府出資の奨学金がいくつかあります。教育指標の国際比較、平成14年版によると、99年分では、給付制の奨学金ペルーが、総額9451億円、支給人数381万人、貸与制の奨学金スタフォードが政府貸与分で、総額1兆2565億円、支給人数705万人です。

日本育英会は、2001年で総額が4732億円、人数75万人にとどまっています。この問題は、政府による大学予算切り捨てと根は同じです。GDP（国内総生産）に対する

公財政支出教育費の比率、98年高等教育分はフランス1・0%、ドイツ1・1%、アメリカ1・3%に対して、日本は僅か0・4%です。東京大学の前総長が言うように、国民総生産の0・5%しか高等教育に投資せず、それが合衆国の半分にも満たない現状を是正しようともしない政治家たちの発想は国益を損なうものです。

奨学金制度を改悪するため、政府が持ち出すいくつかの議論があります。例えば、育英会奨学金が、銀行の教育ローンを圧迫しているから廃止すべきという言い分です。

しかし、そもそも奨学金制度が、憲法が定める教育の機会均等の理念を実質的に保障するための制度です。教育ローンは、あくまで収益を上げることが目的とする金融商品であり、奨学金とは性格が根本的に異なります。

奨学金は、学生本人に貸与するものですが、教育ローンは学生の親に貸し出します。そして、利率0・5%の有利子奨学金より、さらに高利、例えば、東京三菱銀行教育ローンで利率6・375%で、失業して収入の見込みがない家庭・親などには貸さないという問題があります。銀行が教育ローンを開発するのは自由ですが、教育ローンの市場拡大のため奨学金制度を廃止するという議論には、全く道理がありません。

それは、銀行のエゴのため、教育の機会均等の理念を損ね、国の責任を放棄するものと言わざるを得ないでしょう。また、滞納が多いから廃止しようという議論もありますが、育英会奨学金の返還率が、97・5%と高率であることにみるように、この議論は当たりません。

財務大臣も、昨年5月に国会で、育英奨学資金はまじめに返済されており、非常に有効だと認めているとおりです。有利子奨学金の枠を増やしているから問題はない、という言い分もあります。しかし、これについては、2001年12月26日付けの朝日新聞の記事、無利子の奨学金をの声が強いが、この不況下、家庭や教育現場では、無利子奨学金の充実を求める声が強いと述べているとおりです。

2001年11月19日付けの読売新聞社説も、日本育英会の奨学金は原則貸与制で、しかも約半分は利子もつく。近年、奨学金が急増したと言っても、増加分は、大半がこちらの有利子奨学金だ。欧米に多い給付型を、せめて大学院生対象に導入すべきだとの声が強いと論じています。学生・高校生・父母からは、無利子奨学金枠の拡大や、給付制奨学金の導入など、奨学金制度の抜本的拡充を求める声が強く出ています。政治が、その声に応えることこそ必要です。学生が安心して学び、成長でき、未来の担い手としてはばたいていくことを支える奨学金制度の充実のために、日本育英会奨学金制度の廃止をやめ、奨学金制度を充実させることを強く要望するものであります。

以上、ご賛同頂きますようお願いしまして提案理由の説明を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第5号 育英会奨学金制度の充実を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、意見書案第5号は原案否決されました。

次に、日程第26 意見書案第6号 有事法制に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

青木孝子さん。

9番 青木孝子君

有事法制に反対する意見書の提案説明をいたします。

小泉内閣は、4月はじめに有事立法を国会に提出しようとしています。有事法制とは、戦争するための国内法を整備することです。アメリカ軍や自衛隊の軍事行動を何より優先させ、国民の財産である土地や家屋を強制的に使用し、医師や看護婦、輸送従事者、土木建築労働者を戦争を支える要員として動員できるようにするものです。

命令に従わなければ罰せられるなど、国民の権利を奪い、自由を侵害し、生活を制限するものであり、これは日本国憲法の平和的・民主的諸原則に反することです。

テロや不審船の対策を口実にしていますが、防衛庁長官や自民党関係者でさえ、テロには警察権の行使が含まれ、有事法制とは別問題と述べており、さらに、日本が武力攻撃を受けたときの備えといいながら、我が国に脅威を与えるような特定の国を想定しているわけではない、と答えています。有事法制を強行する狙いは、米軍がアジアをはじめ、世界各地で軍事攻撃をはじめたら自衛隊が後方支援などで参戦するガイドラインや、それを法律にした周辺事態法は既にできていますので、そうした戦争に国民を総動員できる体制を作るためです。

ブッシュ大統領は、2002年は戦争の年と宣言し、イラク、イランや北朝鮮を悪の枢軸と決め付け軍事力行使も辞さないと言っています。2月17日に訪日したブッシュ大統領は、国会演説で、この態度を再度繰り返し、日本への期待を表明いたしました。中国やロシア、欧州、アラブ諸国をはじめ、世界各国から批判が高まっている中で、小泉首相だけが戦争拡大方針を無条件に支持し、全面協力を約束いたしました。こうした戦争する国にな

ることは、世界から孤立することであり、平和を願う世界の流れに逆行する道です。戦争放棄・戦力の不保持・交戦権を認めない9条をもつ、平和憲法を堅持することこそ私たちの暮らしや平和・人権を確立し、世界の平和に貢献するものです。

よって、中間市議会は憲法9条を守り、アメリカの戦争に国民を総動員する有事法制の立法化を行なわないように強く要望するものです。

以上、ご賛同のほどよろしくお願いいいたします。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号 有事法制に反対する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって意見書案第6号は原案否決されました。

次に、日程第27 意見書案第7号 地方交付税算定の見直し凍結を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

地方交付税算定の見直し凍結を求める意見書案について、提案理由の説明を行ないます。昨年5月、塩川財務相の国会答弁を皮切りにして、地方交付税の1兆円削減が、地方に押し付けられようとなりました。小泉首相が掲げた国債発行を30兆円以内とする公約を実現するために、歳出カットの対象として、地方交付税が標的にされたのです。

地方自治の財政的な保障である交付税を、1兆円も削減するという発言には、地方に衝撃が走りました。7月5日の臨時町村長大会をはじめとして、9月、11月と2度にわたって、地方6団体の臨時大会が行なわれるなど、その大会の度に地方の切り捨てに対する公然とした批判があがり、交付税確保などの決議が採択されていきました。

こうした地方からの反対もあって、2002年度予算では、地方交付税の1兆円規模での

大幅削減は見送られましたが、交付税の各自治体への配分にあたり、人口5万人未満の市町村の交付税削減につながる段階補正の見直しが、平成14年度から3年間の計画で、段階的に実施されようとしています。

段階補正とは、交付税上の標準団体である人口10万人未満の自治体に対して、人口に応じた交付税の割増しをする制度です。1998年度から2001年度までは、人口4000人未満の自治体を対象に、交付税配分が減らされてきました。今回は、段階補正の割増率を、効率的な行政を行なっている、上位3分の2の自治体に合わせて引き下げるとして、人口10万人未満の市町村への割増率を、段階的に減らすということを総務省は考えていますが、今回の割増率引き下げは、人口5万人未満までを対象にしています。

これによって、交付税額引き下げの影響を受ける自治体は、全国の市町村の約85%、約2800市町村に及びます。地方交付税割増率の引き下げは、既に人口4000人未満の自治体を実施され、財源の多くを交付税に頼らざるを得ない自治体を締めつけ、市町村合併を誘導する役割を果たしてきました。これは、昨年11月の全国町村長大会で採択された、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは、絶対に行なわないことなどを求めた緊急決議の趣旨にも反するものです。

地方分権の具体化が急がれる中、税財源の地方への本格的な見直しこそ、政府が率先して行なうべき改革です。人口5万人未満の市町村の交付税削減につながる、段階補正の見直しを凍結するよう強く求めるものであります。

ご賛同頂きますよう、よろしくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第7号 地方交付税算定の見直し凍結を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、意見書案第7号は原案否決されました。

次に、日程第28 意見書案第8号 深刻な失業状況の打開と安定的な雇用拡大に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

久好勝利君。

10番 久好勝利君

深刻な失業状況の打開と安定的な雇用拡大に関する意見書案について、提案理由の説明を行ないます。

バブル崩壊後の景気低迷による財政破綻を、政府は税制の改悪・社会保障制度改悪など国民負担増で切り抜けようとした。そのことが、国民の購買力を低下させ、不況を長引かせることになっています。それに追い討ちをかけたのが、1年前の日米首脳会談で、アメリカ株式市場への影響を懸念したブッシュ大統領から、不良債権処理に全力を、と注文がついた途端、政府は唯々諾々と不良債権の早期処理を制約し、推進したことによって我が国の失業状況は、この間、悪化の一途をたどり、昨年12月の完全失業率は5・6%と過去最悪となり、4カ月連続で最悪記録を更新し、同じく完全失業者は337万人と、前年同月比で39万人の増加となるなど、極めて深刻な状況となっています。

非自発的離職者が125万人と、過去最多となっていることなど、リストラ倒産の影響の重大さが指摘されています。有効求人倍率は、全国平均が0・51倍と、6カ月連続悪化し、福岡県は0・40倍と、全国平均を大きく下回る厳しい事態になっています。

政府は、緊急地域雇用交付金の継続を決めましたが、焼け石に水という状況で、景気回復の見通しは全く立ちません。しかも、大企業におけるリストラ計画は、製造業で30万人、非製造業で24万人など、大がかりなリストラ失業増大が進行する中、雇用情勢について政府は当面は厳しい状況が続く、これの繰り返しで、何ら有効な手立てをうとうとはしておりません。

この意見書案は、国民生活を守るために、国会及び政府が、深刻な失業状況の緊急な打開と、安定的な雇用拡大のために、サービス残業や長時間過密労働の解消を図り、大企業におけるリストラを抑制すると共に、福祉・教育・防災など、国民生活に必要な分野での雇用創出策を講じ、また、失業者の生活保障の施策を抜本的に拡充されるよう強く要求するものであります。ご賛同頂きますよう、よろしくお願いいたしまして提案理由の説明を終わります。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第 8 号 深刻な失業状況の打開と安定的な雇用拡大に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって、意見書案第 8 号は原案否決されました。

次に、日程第 2 9 意見書案第 1 0 号 安心の医療制度改革への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

植本種實君。

4 番 植本種實君

私は、安心の医療制度改革への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書を提出いたします。医療ミス・医療事故の多発と情報隠し、患者に必要な医療情報の不足、小児緊急医療の不十分さなど、医療に対する国民の不信が高まっています。

一方、国民医療費は、毎年約 1 兆円ずつ増加し、各健保財政は大幅な赤字になっています。少子・高齢化にあっても、安心して良質な医療を効率的に受けられる抜本的医療改革が必要とされています。その中で、政府が今通常国会に医療費制度改革案として提出した健康保険法と改正法案は、保険料引き上げや自己負担の 3 割への引き上げ、自己負担率限度の引き上げ、老人医療対象年齢 7 5 歳の引き上げなど、根本改革を先送りし、患者被保険者への負担増が中心の内容となっています。まさに改革なき負担増でございます。

安心と信頼の医療制度を確立するため、中間市議会では政府に対し、下記のことを早急に実施するよう強く求めるものであります。

記 1、患者が必要とする医療情報の公開・緊急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制などの安心・信頼・質の高い医療サービス体制を確立すること。

2、勤労者の健康保険料の引き上げ、患者窓口負担 2 割から 3 割への引き上げは行なわないこと。

3、高額医療費など、自己負担限度額の引き上げは行なわないこと。

4、老人医療の対象年齢引き上げ、一定所得者の 1 割から 2 割負担への引き上げは行なわないこと。以上 4 点、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出いたします。

皆様ご審議の上、よろしくご賛同下さい。ありがとうございました。

議長 岩崎三次君

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見書案第10号 安心の医療制度改革への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決する事に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立少数であります。よって意見書案第10号は原案否決されました。

これより日程第30 会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び杉原茂雄君を指名いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、平成14年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

閉会 14時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 杉 原 茂 雄